

お取引先各位

働き方改革関連法遵守に向けたお願い

2024年2月

日本ドライケミカル株式会社
代表取締役社長 遠山 榮一

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社では2024年4月から建設業にも適用される「働き方改革関連法（時間外労働の罰則付き上限規制）」の遵守のため、生産性の向上や業務効率化、労働環境の整備、人材育成による労働力の強化をはかっているところです。

然しながら、弊社の創意工夫による対応では限定的でありますので、以下の取組み事項につきまして、お取引先各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 作業工程ごとの適切な現場工期の確保
- ・ 現場における4週8閉所の設定
- ・ 設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
- ・ 各種検討及び資料作成に対する指示の適正性と時間の確保
- ・ 会議、打ち合わせを現場担当者の業務時間内とする施工日程の整備
- ・ 朝礼・夕礼・会議打ち合わせ等のローテーション及びリモート参加へのご理解、ご協力
- ・ 振替休日・代休取得及び勤務間インターバル確保のご理解、ご協力
- ・ 建築工事起因による工程遅れが発生した場合の契約工期を含めた契約内容の見直し
- ・ その他、生産性向上・業務効率化への取組みに対してのご協力

以上